

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸

知床半島ゾーン(知床岬～羅臼町・標津町界)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項																
	図面番号	大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域		状況
知床半島ゾーン	2/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある。	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置を行う。	羅臼町	10	岬町	岬町地先	水管理・国土保全局	①-1	護岸	◎	90	-	2,000	+4.7 (+2.9)	羅臼町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	○	440	+3.2～+3.6	1,560	+4.2		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													突堤	○	17基800	+1.0～+3.9	17基800	+1.7～+4.1		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									知床別漁港	岬町地先	水産庁	①-2	護岸	◎	-	-	50	+4.7～+5.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	◎	-	-	50	+4.2	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
													護岸	○	770	+4.6～+5.9	830	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
								岬町	岬町地先	水管理・国土保全局	①-3	消波堤	◎	-	-	1,190	+4.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												消波堤	○	280	+1.3～+5.4	280	+3.0～+7.1 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												堤防	-	450	+5.4	450	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
								11	オッカバケ漁港	岬町地先～海岸町地先	水産庁	①-4	護岸	◎	-	-	140	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	◎	-	-	140	+4.2	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
								12	海岸町	海岸町地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	◎	-	-	160	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													護岸	○	760	+4.8	760	+5.8 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	○	3,530	+2.7～+5.1	3,530	+4.2～+6.8	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													突堤	○	3基120	+1.9～+2.8	3基120	+2.6～+3.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
								13	共栄町	共栄町地先	水管理・国土保全局	①-6	護岸	○	1,530	+5.2～+5.3	1,530	+6.3 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	◎	-	-	1,620	+5.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	○	180	+3.6～+4.6	180	+5.2～+6.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
堤防	○	240	+5.1～+5.3	240	+6.3 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。														
14	羅臼漁港	共栄町地先～礼文町地先	水産庁	①-7	護岸	◎	-	-	627	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	823	+3.4～+6.0	823	+4.7～+7.0 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	◎	-	-	1,369	+5.2	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
15	礼文町	礼文町地先	水管理・国土保全局	①-8	消波堤	○	81	+3.3	81	+5.0～+5.2	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	2,100	+4.8～+5.8	2,100	+6.8 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	○	4基40	+2.0～+2.4	4基40	+3.7～+5.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
16	松法町	松法町地先	水管理・国土保全局	①-9	護岸	○	740	+4.8～+5.0	740	+6.8 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	200	+3.3～+5.6	200	+4.7～+6.6 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
	松法漁港	松法町地先	水産庁	①-9	護岸	○	634	+3.3～+5.6	634	+4.7～+5.6 (+2.9)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
17	知昭町	知昭町地先	水管理・国土保全局	①-10	離岸堤	-	450	-	450	-	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	420	+4.3	420	+4.7～+5.3 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	○	90	+4.3～+4.9	90	+6.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
18	八木浜町	八木浜町地先	水管理・国土保全局	①-11	堤防	○	190	+4.7～+5.9	190	+4.7～+6.9 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	◎	-	-	900	+4.7 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	○	900	+3.1～+4.2	900	+4.2～+5.9	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
19	於尋麻布漁港	八木浜町地先～麻布町地先	水産庁	①-12	消波堤	○	670	+3.1～+4.3	670	+3.8～+4.9	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	○	1基30	+2.5～+2.6	1基30	+4.2	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	◎	-	-	908	+4.2	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	○	592	+2.9～+3.8	592	+4.2～+5.5	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	◎	-	-	1,500	+4.2	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
護岸	◎	-	-	1,449	+3.5 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。														
護岸	○	51	+4.3	51	+5.3 (+2.9)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。														
離岸堤	-	420	-	420	-	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。														

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸
知床半島ゾーン(知床岬～羅臼町・標津町界)

ゾーン区分	課題				海岸の保全に関する事項										海岸保全施設の整備に関する事項													
	図面番号	大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法								
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域		状況							
知床半島ゾーン	3/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●波浪による越波被害 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置を行う。 	羅臼町	20	麻布町	麻布町地先	水管理・国土保全局	①-13	護岸	◎	-	-	400	+4.7(+2.9)	羅臼町の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 							
													消波堤	○	200	+2.9~+4.2	200	+4.2~+5.8										
													突堤	○	5基250	+2.1~+3.4	5基250	+3.8~+5.1										
													離岸堤	○	1基70	+2.0	1基70	+2.7										
													21	春日町	春日町地先	水管理・国土保全局	①-14	護岸				◎	-	-	2,550	+4.7(+2.9)	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																		護岸				○	50	+1.5~+4.6	50	+4.7(+2.9)		
																		消波堤				○	2,600	+1.5~+4.8	2,600	+3.2~+6.5		
																		消波堤				○	1,680	+1.5~+4.8	1,680	+2.2~+5.5		
																		突堤				○	16基750	+1.8~+3.7	16基750	+3.5~+4.5		
																		消波堤				○	1,680	+1.5~+4.8	1,680	+2.2~+5.5		
													22	幌萌町	幌萌町地先	水管理・国土保全局	①-15	護岸				◎	-	-	370	+4.7(+2.9)	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																		護岸				○	330	+3.5~+4.6	330	+4.7~+5.6(+2.9)		
								消波堤	○	200	+3.0~+4.6	200						+4.2~+6.3										
								突堤	○	2基50	+3.0~+3.6	2基50						+3.7~+3.9										
								23	峯浜町	峯浜町地先	水管理・国土保全局	①-16	護岸	○	250	+5.3~+5.4	250	+6.4(+2.9)	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 								
													消波堤	○	210	+3.5~+3.9	210	+4.2~+5.2										
													堤防	-	180	+5.1	180	+5.1(+2.9)										
										峯浜漁港	峯浜町地先	水産庁	①-17	護岸	◎	-	-	250			+4.7~+6.1(+2.9)	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 					
														消波堤	-	106	-	106			-							
														護岸	○	10	+3.7	-			+4.7(+2.9)							
峯浜町	峯浜町地先	水管理・国土保全局	①-18	護岸	○	110	-	1,300	+4.7(+2.9)	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 																	
				消波堤	◎	-	-	400	+4.2																			
				消波堤	○	900	+3.3~+5.1	900	+3.8~+6.8																			
1/3		②	海岸保全施設整備における環境・利用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●波浪による越波被害 ●施設整備に伴う景観悪化が懸念されている。 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した施設整備を行う。 ●護岸の設置を行う。 	1	知床岬	知床岬地先	水管理・国土保全局	②-1	消波堤	◎	-	-	200	+4.2	漁業番屋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 										
											護岸	◎	-	-	150	+4.7(+2.9)												
											護岸	◎	-	-	313	+4.7(+2.9)												
											護岸	◎	-	-	162	+4.7(+2.9)												
											護岸	◎	-	-	425	+4.7(+2.9)												
											消波堤	◎	-	-	200	+4.2												
											護岸	◎	-	-	100	+4.7(+2.9)												
											3	船泊	船泊地先	水管理・国土保全局	②-15	護岸			◎	-	-	337	+4.7(+2.9)	漁業番屋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 			
																護岸			◎	-	-	163	+4.7(+2.9)					
																消波堤			◎	-	-	100	+4.2					
																護岸			◎	-	-	188	+4.7(+2.9)					
											4	化石浜	化石浜地先	水管理・国土保全局	②-17	護岸			◎	-	-	188	+4.7(+2.9)	漁業番屋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 			
																消波堤			◎	-	-	200	+4.2					
																護岸			◎	-	-	113	+4.7(+2.9)					
																護岸			◎	-	-	288	+4.7(+2.9)					
											5	崩浜	崩浜地先	水管理・国土保全局	②-20	護岸			◎	-	-	500	+4.7(+2.9)	漁業番屋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 			
																消波堤			○	1,300	+1.9~+4.2	1,300	+2.6~+4.9					
											6	相泊漁港	相泊地先	水産庁	②-5	消波堤			◎	-	-	357	+4.2	住宅地、漁業番屋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 			
																消波堤			○	93	+3.3~+3.8	93	+4.2~+5.5					
																護岸			○	46	+3.0	46	+4.7(+2.9)					
相泊	相泊地先	水管理・国土保全局	②-6	消波堤	○	1,000	+1.2~+4.5	1,000	+2.9~+5.6	住宅地、漁業番屋			<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 															
突堤	○	2基20	+1.0~+1.5	2基20	+1.7~+2.0																							

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸

野付風蓮ゾーン(羅臼町・標津町界～トフケナイ岬)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項											受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法																																																																																								
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		地域		状況																																																																																							
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	下段(○)内は 設計津波水位																																																																																					
野付風蓮ゾーン	3/6	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	別海町	31	野付	野付地先	水管理・国土保全局	①-6	護岸	◎	-	-	775	+5.0 (+4.4)	別海町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																						
																					32	尾岱沼	尾岱沼地先	水管理・国土保全局	①-7	護岸	◎	-	-	363	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																									
																																		①-8	護岸	◎	-	-	788	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																
																																											①-1	護岸	◎	-	-	5,220	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																							
																																																				○	2,010	+2.8~+3.3	2,010	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																
																																																											○	2,240	+1.1~+4.1	2,240	+1.5~+4.3																																											
																																																																		○	380	+1.9~+3.2	380	+6.2 (+6.2)																																				
																																																																									○	6基170	+1.2~+1.4	6基170	+1.6~+1.8																													
																																																																																○	1基60	+2.0	1基60	+2.4																						
																																																																																							尾岱沼漁港	尾岱沼地先	水産庁	①-9	護岸	◎	-	-	804	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。								
																																																																																																			○	321	+1.9~+3.2	321	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。	
																																																																																																										33
	○	711	+3.6~+3.8	711	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																			
								○	64	+3.8	64	+4.2	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																												
															床丹	床丹地先	水管理・国土保全局	①-3	護岸	◎	-	-	4,280	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																
																											○	2,520	+3.5~+3.8	2,520	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																									
																																		○	2,600	+1.5~+4.1	2,600	+1.9~+4.5																																																																				
																																									○	14基680	+1.3~+3.2	14基680	+1.7~+3.2																																																													
																																																35	別海漁港	別海地先	水産庁	①-10	護岸	◎	-	-	1,552	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。																																														
																																																													○	425	+3.5	425	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。																																							
																																																																				○	2基50	+2.0~+2.6	2基50	+2.4~+2.6																																		
																																																																											35	本別海	別海地先	水管理・国土保全局		消波堤	○	390	+1.3	390	+1.7																					
																																																																																								○	9基600	+1.1~+2.1	9基600	+1.5~+2.5														
																																																																																															根室市	38	檜昔	檜昔地先	水管理・国土保全局	①-4	護岸	◎	-	-	1,040	+6.2 (+6.2)
○	460	+1.7~+1.9	460	+6.2 (+6.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																				
							①-11	護岸	◎	-	-	438	+5.5 (+5.4)	住宅地																																																																																												
															①-12	護岸	◎	-	-	792	+5.5 (+5.4)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																			
																								①-13	護岸	◎	-	-	510	+5.5 (+5.4)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																										
																																	①-5	護岸	◎	-	-	456	+5.5 (+5.4)	住宅地																																																																		
																																									○	190	+2.6	190	+5.5 (+5.4)																																																													
																																																○	360	+2.3~+2.4	360	+2.7																																																						
																																																							①-14	護岸	◎	-	-	230	+5.5 (+5.4)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																											
																																																																②	海岸保全施設整備における環境・利用への配慮	●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害 ●施設整備に伴う景観悪化が懸念されている。 ●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害 ●施設整備に伴う海岸へのアクセスが困難になることが懸念されている。	●景観に配慮した施設整備を行う。 ●環境の保全に配慮した施設整備を行う。 ●利用形態に配慮した施設整備を行う。	標津町	24	崎無異	崎無異地先	水管理・国土保全局	②-1	護岸																																
																																																																											○	100	+2.6~+3.8	100	+4.0~+5.2																											
																																																																																		○	3基60	+2.4~+2.7	3基60	+2.8~+3.1																				
																																																																																									②-16	護岸	◎	-	-	3,400	+5.0 (+4.4)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
○	130	+3.5	130	+3.9																																																																																																						
							②-2	潜堤	◎	-	-	700	-1.0	住宅地																																																																																												
															○	700	+3.2~+4.1	700	+5.0~+5.1 (+4.4)																																																																																							
																						○	700	+3.4~+3.5	700	+4.8~+4.9																																																																																
																													○	150	+4.1	150	+5.0 (+4.4)																																																																									
																																				○	60	+2.3~+2.8	60	+2.7~+3.2																																																																		
																																											②-3	護岸	◎	-	-	400	+5.0 (+4.4)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																							
																																																				○	310	+2.6~+2.8	310	+4.0~+4.4																																																		

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸
野付風蓮ゾーン(羅臼町・標津町界～トフケナイ岬)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項										受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法																	
	図面番号	大項目	小項目	事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	規模(現況)		規模(計画)			地域	状況															
							市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分		区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	下段(内)は設計津波水位													
野付風蓮ゾーン	4/6～5/6	防護	②	海岸保全施設整備における環境・利用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害 ●施設整備に伴う景観悪化が懸念されている。 ●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害 ●施設整備に伴う海岸へのアクセスが困難になることが懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した施設整備を行う。 ●環境の保全に配慮した施設整備を行う。 ●利用形態に配慮した施設整備を行う。 	別海町	36	走古丹	走古丹地先	水管理・国土保全局	②-12	堤防	○	400	+3.4～+3.9	400	+6.2(+6.2)	別海町の一部	道立自然公園	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。													
													離岸堤	◎	-	-	8,400	+2.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													消波堤	◎	-	-	8,400	+4.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													消波堤	○	3,410	+1.3～+3.8	3,410	+2.7～+5.2			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													突堤	○	35基970	+0.2～+3.3	35基970	+1.6～+4.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													36	走古丹	走古丹地先	水管理・国土保全局	②-13	堤防			◎	-	-	2,000	+6.2(+6.2)	道立自然公園	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
																		護岸			○	340	+2.0	340	+6.2(+6.2)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
																		護岸			◎	-	-	565	+6.2(+6.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
													36	走古丹漁港	走古丹地先	水産庁	②-23	護岸			○	590	+2.5	590	+6.2(+6.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
																		護岸			○	590	+2.5	590	+6.2(+6.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
																		護岸			○	590	+2.5	590	+6.2(+6.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
													2/6									標津町	29	標津漁港	標津地先	水産庁	②-14	離岸堤	◎	-	-	1,700	+2.4	標津町の一部
突堤	◎	-	-	1,700	+4.4	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																												
護岸	◎	-	-	1,700	+5.0(+4.4)	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																												
潜堤	◎	-	-	1,700	-1.0	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																												
養浜	◎	-	-	1,700	+1.0	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																												
29	標津漁港	標津地先	水産庁	②-15	潜堤	◎	-	-	550	-1.0	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
					護岸	◎	-	-	550	+4.4(+4.4)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
					突堤	◎	-	-	550	+4.4		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
29	標津漁港	標津地先	水産庁		護岸	-	1,746	+4.7～+5.0	1,746	+4.7～+5.0(+4.4)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
					潜堤	-	450	+3.4～+3.5	450	+3.4～+3.5		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
					突堤	○	7基1280	+3.1～+5.9	7基1280	+3.5～+6.3		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																						
																			離岸堤	○								1基374	+5.1	1基374	+5.5		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													護岸	-	1,746	+4.7～+5.0	1,746	+4.7～+5.0(+4.4)	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。															
													潜堤	-	450	+3.4～+3.5	450	+3.4～+3.5	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。															
4/6			③	砂浜の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸侵食 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急性を要する地域については、早急に海岸保全施設の整備を行う。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。 	別海町	33	床丹	床丹地先	水管理・国土保全局	③-1	離岸堤	◎	-	-	3,300	+2.4	別海町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													消波堤	◎	-	-	3,300	+3.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													突堤	◎	-	-	3,300	+3.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													護岸	◎	-	-	3,300	+6.2(+6.2)			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。													
													バラサンコ地先	農振局	③-2	離岸堤	○	15基1,776			-	15基1,776	+3.4	農用地・住宅地	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。									
																突堤	○	20基1,776			-	20基1,776	+3.4		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。									
																消波堤	○	1,776			-	1,776	+3.4		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。									
													34	東別海	本別海地先	農振局	③-3	離岸堤			○	25基3,046	-	25基3,046	+3.4	農用地・住宅地	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。							
																		突堤			○	44基3,200	-	44基3,200	+3.4		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。							
																		護岸			○	3,116	+3.4	3,116	+6.2(+6.2)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
																											樋門	○	11	-	11	+6.2(+6.2)		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
																											護岸	◎	-	-	710	+5.5(+5.4)		根室市の一部
護岸	○	490	+2.5～+3.9	490	+5.5(+5.4)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																											
6/6							根室市	42	東梅	東梅地先	水管理・国土保全局	③-4	消波堤	○	50	+2.4～+2.5	50	+2.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。														
													消波堤	◎	-	-	4,000	+3.2		道立自然公園	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
													消波堤	○	4,330	+2.2～+2.7	4,330	+2.6～+3.2			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													

